

中国査証「新規定」について

※注意:当ご案内については在日中国大使館からの通達内容となります。

平素より大変お世話になっております。

このたび、在日本中国大使館より外国籍者の中国入境に際して通知がありましたので、お知らせいたします。なお、駐名古屋総領事館においては、今後予告なく変更となる場合も考えられますので、最新の状況につきましては、都度弊社担当までご確認ください。

【新設】短期駐在査証（短期Zビザ）について

・下記の業務を行う外国人は中国国内において「短期工作証」を申請のうえ、短期駐在査証（90日期限）を取得すること

- (1) 中国国内にて技術、科学研究、管理、指導など
- (2) 中国国内スポーツ機関にて訓練、練習を行う場合（コーチ、選手を含む）
- (3) 映画撮影（宣伝広告、ドキュメンタリー撮影も含む）
- (4) 演出、ショー（モータショー、ファッションショーを含む）の出演、演出
- (5) 商業的な公演
- (6) その他、人的資源社会保障部門が定める場合

・ただし、下記の場合は除く（各90日期限）

- 1 購入した機器、設備に関する修理、設置、手直し、指導、分解の指導ならびに訓練（Mビザ）
- 2 中国国内におけるプロジェクトを落札し、それに関する指導、監督、検査（Mビザ）
- 3 中国国内における支社、子会社、事務所に派遣した短期業務（Mビザ）
- 4 スポーツの試合に参加する（選手、コーチ、チームドクター、助理などの関係スタッフも含む）（Mビザ）
（国際的なスポーツ組織の要求に基づき、中国側管理部門の許可を受けて登録、入国のうえでの試合参加などは該当外）
- 5 ボランティアなど無報酬作業（または海外機関が報酬を支払う）などの活動（Fビザ）
- 6 中国文化部認定の非営利目的の公演（Fビザ）

※短期Zビザは90日までの滞在となります。90日を超える場合は従来の長期駐在Zビザの適用となります。

【確認/注意】無査証滞在要件について

現在のところ中国では従来どおり「一般旅券を所持する日本国民が、中国へ観光、商用、親族知人訪問或いは通過の目的で入国する場合、滞在日数が入国した日から15日以内であればビザが免除され、外国人向けに開放された空港、港から入国できる」とされており、今回この前提についての変更はありません。

しかしながら、実際の業務、現地受け入れ企業との関係、対価発生の有無などの状況を鑑みて査証申請の有無ならびに種別につきましては、事前に現地側企業、機関と相談されますようおすすめします。

【変更内容早見表】

査証種類	短期/長期 各滞在日数	改定後の必要書類	規定の必要書類
短期駐在査証	1日～30日	(短期)工作(許可)証[原本]	①パスポート(残存4ヶ月以上) ②写真(白黒不可)4cm×3cm ③申請用紙 ④被授權単位通知書 ⑤ 工作許可証又は就業許可証 (左記の改定後規定に基づく)
長期駐在査証 ※以前のZ査証に準じる	31日～90日	※当書類は返却致します。 ※就業許可証が不要になりました。	
	91日以上	就業許可証[原本] ※当書類は返却致します。 ※以前と変更なし。	

以上、また情報がありましたら順次ご案内申し上げます。今後ともよろしくお願いたします。

添付：「短期工作事案に関わる事例（意識）」
「在中国日本国大使館からのお知らせ」

※(東京)中国大使館申請に於ける申請の**商務Mビザ**について

既存のMビザの種別における180日滞在は以後廃止となりました。